

2024年1月25日

## 令和6年能登半島地震に係る入院給付金等お支払いの特別取扱いについて

能登半島地震に被災された組合員のみなさまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

警察共済組合のグループ保険及び医療保険では、災害救助法適用地域において、病院事情（倒壊・停電・満床等）により、下記1のような本来入院による治療が必要であったにも関わらず、入院できずに臨時施設等または自宅での治療を余儀なくされた場合も、入院したものとみなし、給付金又は保険金（以下「入院給付金等」という。）をお支払いする取扱いとすることとなりましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 取扱例

	グループ保険	医療保険
被災後入院治療が必要なケガをしたが、病院事情により直ちに入院できず、ケガから数日後に入院した場合	<u>医師の証明があれば</u> 、ケガをした日から入院を開始したものとみなす。	<u>本人申出の受傷日に合理性があれば</u> 、ケガをした日から入院を開始したものとみなす。
病院事情により、退院が当初の予定より早まり、自宅や臨時施設等で療養した場合	医師による本来必要な入院期間の証明があれば、その期間入院したものとみなす。 ただし、 <u>1月1日以降に入院した場合に適用する</u> 。	医師による本来必要な入院期間の証明があれば、その期間入院したものとみなす。 ただし、 <u>1月1日に入院の事実があれば適用する</u> 。
病院事情により入院できず、臨時施設等で医師により入院と同等の治療を受けた場合	医師による本来必要な入院期間の証明があれば、その期間入院したものとみなす。	同左

#### 2 留意事項

- (1) 本取扱いを適用するには、医師による証明の提出等を求められることがあります。
- (2) 入院給付金等の支払い可否については、個別の判断となります。